

別紙1 提供先一覧

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
1	厚生労働大臣	番号法別表の1の項	健康保険法第五条項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法別表の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	番号法別表の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	番号法別表の3の項	船員保険法第四条項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	全国健康保険協会	番号法別表の4の項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	番号法別表の8の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事	番号法別表の8の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	番号法別表の9の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	番号法別表の8の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	市町村長	番号法別表の14の項	予防接種法による給付の支援又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	番号法別表の21の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	厚生労働大臣	番号法別表の21の項	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	都道府県知事	番号法別表の22の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	市町村長	番号法別表の24の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	社会福祉協議会	番号法別表の26の項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	公営住宅法条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表の27の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
17	日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表の35の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表の37の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表の38の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法別表の40の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	国家公務員共済組合	番号法別表の42の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	国家公務員共済組合連合会	番号法別表の43の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表の44の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	厚生労働大臣	番号法別表の46の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	市町村長	番号法別表の51の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	住宅地区改良法条項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表の52の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	都道府県知事等	番号法別表の56の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	地方公務員共済組合	番号法別表の59の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表の59の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	市町村長	番号法別表の61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	市町村長	番号法別表の61の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表の66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事等	番号法別表の67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
34	市町村長	番号法別表の70の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	後期高齢者医療広域連合	番号法別表の85の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
36	厚生労働大臣	番号法別表の86の項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法別表の93の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	番号法別表の96の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	厚生労働大臣	番号法別表の98の項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	平成八年法律第八十二号附則第三十二条項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条項に規定する	番号法別表の99の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	市町村長	番号法別表の100の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	都道府県知事	番号法別表の104の項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	厚生労働大臣	番号法別表の109の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	農林漁業団体職員共済組合	番号法別表の110の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	独立行政法人農業者年金基金	番号法別表の112の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条項の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
46	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	番号法別表の114の項	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表の115の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	都道府県知事又は市町村長	番号法別表の117の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	厚生労働大臣	番号法別表の120の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
50	厚生労働大臣	番号法別表の122の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表の123の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	厚生労働大臣	番号法別表の124の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	市町村長	番号法別表の127の項	子ども・子育て総務法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て総務事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	都道府県知事	番号法別表の131の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

別紙2 移転先一覧

	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
1	保健福祉部 障がい福祉課	番号法別表の9の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	こども未来部 子育て総務課	番号法別表の10の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	保健福祉部 健康増進課	番号法別表の14の項	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	保健福祉部 障がい福祉課	番号法別表の20の項	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	保健福祉部 障がい福祉課	番号法別表の21の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	保健福祉部 福祉総務課	番号法別表の23の項	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	経営管理部 税務課／収税課	番号法別表の24の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	生活環境部 保険年金課	番号法別表の44の項	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	生活環境部 保険年金課	番号法別表の46の項	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	保健福祉部 障がい福祉課	番号法別表の51の項	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	こども未来部 子育て総務課	番号法別表の56の項	児童扶養手当法(昭和三十六年法律百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	保健福祉部 高齢介護課	番号法別表の61の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	こども未来部 子育て総務課	番号法別表の64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	こども未来部 子育て総務課	番号法別表の65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	保健福祉部 障がい福祉課	番号法別表の67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	保健福祉部 健康増進課	番号法別表の70の項	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	生活環境部 保険年金課	番号法別表の85の項	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	保健福祉部 福祉総務課	番号法別表の95の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
19	保健福祉部 高齢介護課	番号法別表の100の項	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	保健福祉部 健康増進課	番号法別表の111の項	健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	生活環境部 保険年金課	番号法別表の116の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	保健福祉部 障がい福祉課	番号法別表の117の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	こども未来部 子育て総務課／保育課 保健福祉部 健康増進課	番号法別表の127の項	子ども・子育て総務法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て総務事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの